

○職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する 条例

昭和54年2月15日
常総衛生組合条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第55条の2第6項の規定に基づき、職員が給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い又は活動することができる場合を定めることを目的とする。

(職員団体のための職員の行為の制限の特例)

第2条 職員は、次の各号に掲げる場合又は期間に限り、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。

- (1) 法第55条第8項の規定に基づき、適法な交渉を行う場合
- (2) 休日（特に勤務を命ぜられた場合を除く。）及び年次休暇並びに休職の期間

附 則

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。